2012
6
No.790

社会保険

にいがた

新潟 花ものがたり ▲護摩堂山の紫陽花〈田上町〉

Contents

- 算定基礎届は正しく届出しましょう
- 協会けんぽの財政基盤強化に向けた署名活動へのご協力をお願いいたします
- 社会保険事務講習会開催のご案内
- 海の家の「割引券」をご利用ください

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル 0570-05-1165（イイロウゴ）

日本年金機構ホームページhttp://www.nenkin.go.jp/　協会けんぽホームページhttp://www.kyoukaikenpo.or.jp/
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ　http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/

【職場内で回覧しましょう】

算定基礎届は正しく届出しましょう

毎年7月に届出していただく「算定基礎届」は、7月1日現在のすべての被保険者（その年の6月1日以降に資格取得した方を除く）の4月、5月、6月に支払った報酬額（給与等）をもとに、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定（定時決定）するために必要な届出です。また、定期昇給等による固定的賃金の変動があった場合に必要な届が「月額変更届（随時改定）」となります。

この標準報酬月額は厚生年金保険等の保険料や将来受給する年金額の計算の基礎となりますので正しく届出をお願いいたします。

算定基礎届Q&A

Q1.算定基礎届はいつ届出すればいいですか?

A. 算定基礎届は4、5、6月に実際に支払われた給与に基づき作成して、平成24年度は7月2日（月）から7月10日（火）までに届出をお願いします。

Q2.届出する報酬についておしえてください。

A. 届出の報酬は4、5、6月に実際に支払われた税金等を控除する前の通勤手当等を含む総支給額です。金銭・現物を問わず、事業主が労働の対償として支給するすべてのものです。現物で支給されるものについては、標準価額等によって金銭に換算して計算します。

ただし、食事の標準価額の3分の2以上が本人負担の場合は、報酬に含みません。（現物で支給される価額は平成24年4月1日から改定されました）

報酬になるもの（例）	
金　　銭	現　　物
基本給、諸手当（残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当等）賞与等（年4回以上のもの）	食券、食事、社宅、寮、衣服（勤務服でないもの）、自社製品、通勤定期券（月額相当分金額）等

新潟県の現物給与の標準価額　　平成24年4月1日適用（単位:円）

食事								住宅	その他
1日当たり				1か月当たり				畳1畳1か月	時価
朝	昼	夕	三食	朝	昼	夕	三食	1,080	
150	200	230	580	4,500	6,000	6,900	17,400		

Q3.届出する支払基礎日数をおしえてください。

A. 支払基礎日数は、報酬の計算の基礎となる日数のことをいいます。

日給者の場合は出勤日数となり、月給者の場合は出勤日数に関らず暦の日数となります。ただし、月給者であっても欠勤日数分の報酬が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

Q4.途中入社した場合の注意点はありますか?

A. 報酬の支払対象期間の途中で入社し、1か月分の給与が支給されない月（途中入社月）がある場合、その途中入社月を除いた月の報酬月額の平均額により標準報酬月額を決定します。

該当する被保険者の方がいる場合は、備考欄に資格取得年月日を記入し、併せて修正平均額欄にその途中入社月を除いた月の平均額を記入してください。

事業所調査に対するご協力のお願いについて

算定基礎届の届出にあたり、管轄年金事務所より別途「総合調査」等実施のご案内をさせていただく場合がございます。案内が届きましたら、「算定基礎届」はご案内の調査日時に必要関係帳簿等とともにご持参いただきますようお願いいたします。調査につきましてご理解ご協力をお願い申し上げます。

Q5.毎年、繁忙期の報酬で標準報酬月額が決定されています。通常の算定以外に方法はありますか?

A.一般的な算定方法では標準報酬月額を算定できない場合や、算定結果が著しく不当となる場合、算定の特例として、標準報酬月額を保険者が決定します。これを保険者算定といいます。

この保険者算定が適用される基準が平成23年4月1日から追加されています。

●**追加された基準**

「当年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年6月までの間に受けた報酬の月平均から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合。（いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。）

●**具体例**

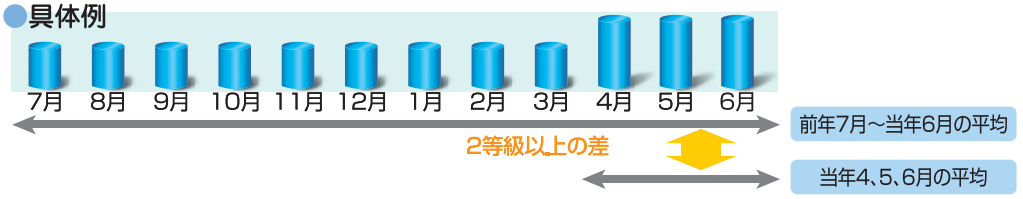

※このように比較し2等級以上の差があり、これが例年見込まれれば、前年7月から当年6月の給与（年3回以下の賞与は含みません。）の平均額により標準報酬月額を算定します。

●**上記に当てはまる場合の届出方法**

事業主からの申立が必要になりますので、算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の資料を添付してください。（各様式については日本年金機構HPおよびお近くの年金事務所で確認してください。）

・業務の性質上例年見込まれるものである理由を記載した申立書
・被保険者の同意書
・当年4、5、6月の報酬額等と前年7月から当年6月の報酬額等を比較した書類

※ただし、4～6月までの期間に定期昇給等による固定的賃金の変動があり、7～9月に随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定に優先することから、定時決定において年間報酬の平均では算定は行われません。

Q6.70歳以上の方の届は必要ですか?

A.70歳以上で年金を受給されている方についても、在職老齢年金の調整の仕組みが適用されるため、下記の3つの条件にすべて該当する方は「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」の届出をお願いします。

1） 昭和12年4月2日以降の生まれの方
2） 厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方で、常時使用されている方
3） 過去に厚生年金保険に加入されていた方

Q7.届出は紙による提出のみですか?

A.「算定基礎届」は用紙による届出のほか、電子媒体申請（CD・DVD等）や電子申請による届出が可能です。詳しくは、日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）をご覧ください。

Q8.月額変更届についておしえてください。

A.被保険者の報酬が昇給や降給などにより大幅に変わったときは、次の3つの条件にすべて該当する場合に標準報酬月額の改定（随時改定）が行われます。（標準報酬月額の改定月は固定的賃金変動月から4か月目になります。）該当する被保険者については「月額変更届」の届出が必要となります。

1） 固定的賃金の変動があったとき
2） 変動月から引き続く3か月間に支払われた報酬（残業手当等の非固定的賃金も含めた総支給額）の平均月額による標準報酬月額と、従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
3） 変動月から引き続く3か月間、各月の支払基礎日数がすべて17日以上あるとき

※新しい標準報酬月額は、改定が6月以前に行われた場合はその年の8月まで、7月以降に行われた場合は翌年の8月まで使われることになります。7月改定の「月額変更届」を届出された方は、「算定基礎届」の備考欄に『7月月変』と記入してください。

※ご不明な点がありましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

協会けんぽの財政基盤強化に向けた署名活動へのご協力をお願いいたします

増大する医療費と低迷する賃金により、平成24年度の協会けんぽの保険料率は3年連続の引上げとなりました。高齢者医療への拠出金の増加といった構造的な問題に対して、財政基盤を強化し、保険料負担を軽減するため、「国庫補助の増額」と「高齢者医療制度の見直し」を国に働きかけてきましたが、実現には至っておりません。

そこで、協会けんぽ加入者の皆さまへの「署名活動」を通じて保険料を負担いただいている皆さまの声を国に直接届けます。

＜要請事項＞…保険料負担を軽減するため、「国庫補助の増額」と「高齢者医療制度の見直し」を国に求めます。
＜署名用紙＞…**同封の署名用紙（協会けんぽ加入者・事業主の保険料負担の軽減を求める要請書）をご使用ください。**
（枚数が不足する場合はお手数ですがコピーしてご使用ください。）
＜送付先＞……協会けんぽ新潟支部へお送りください。
取組みの詳細については協会けんぽホームページ http://www.kyoukaikenpo.or.jp/ をぜひともご覧ください。

上記にかかるお問い合わせは 【企画総務グループ】 TEL.025-242-0261

ケガの原因を照会しています（負傷原因照会）

ケガをして医療機関で治療を受ける場合は、ケガの原因が、私用中であれば健康保険（協会けんぽ）が保険給付を行い、仕事中や通勤途中であれば労災保険が保険給付を行います。（下の表をご覧ください）

	原　　因	回答票	協会けんぽへの届出	医療給付
仕事中	①ケガ全般（通勤途中を含む）	要	不要	労災保険（届出が必要です）
私　用	②交通事故（相手あり・自損とも）	要	要	協会けんぽ
	③他人からの行為によるケガ	要	要	協会けんぽ
	④相手がいないケガ	要	不要	協会けんぽ

しかし、次のような事例があるため、協会けんぽでは、ケガをして医療機関で治療を受けられた加入者の方に**「負傷原因の照会について・負傷原因届（回答票）」**をお送りし、**「負傷原因届（回答票）」**により回答していただいております。

事例1 医療機関の窓口でケガの原因について連絡がうまく伝わらなかったため、本来、労災保険が保険給付をする医療費が、誤って協会けんぽに請求されるケース。

事例2 私用中のケガでその原因が第三者によるものの場合、健康保険の治療を受けるためには届出が必要となりますが、その届出がされていないケース。

「負傷原因届（回答票）」は、協会けんぽが保険給付を行ってよいかどうかを判断するために必要な書類ですので必ずご回答をお願いいたします。

協会けんぽでは「負傷原因届（回答票）」の記載内容を確認し、私用中の交通事故等（上の表の②③のケース）の場合には届出が必要となりますので、治療を受けられた加入者の方へ書類をお送りしています。

また、「負傷原因届（回答票）」の記載内容から、労災保険の対象となる場合（上の表の①のケース）は、保険証を使って治療を受けても協会けんぽでは保険給付ができませんので、治療を受けられた加入者の方へ労災保険に手続きしていただくようご案内をしています。

- 協会けんぽから負傷原因の照会文書をお送りするのに、医療機関からの請求時期の関係で治療後、約3ヶ月～4ヶ月ほどかかりますのでご了承願います。
- 医療機関で治療を受けられた際に、医師へケガの原因を説明されている場合でも、プライバシー保護の観点から医療機関から協会けんぽへの請求の中にケガの原因は記載されないため、あらためて協会けんぽから被保険者の方に照会を行っています。

上記にかかるお問い合わせは 【レセプトグループ】 TEL.025-242-0263

全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ
協会けんぽ　新潟　検索
〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階　TEL.025-242-0260（代表）

社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

新たに社会保険の事務担当をすることになった方等（どなたでも参加可能です）を対象として、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。

【講習時間割】13:30～（適用、保険料、扶養届）　講師 年金事務所
14:40～（保険証交付までの流れ、保険給付概要）　講師 協会けんぽ

特典 講習会参加の皆様には、「平成24年度版社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
7月 9日(月)	午後1時30分～午後4時	サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
7月10日(火)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
7月12日(木)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	60名
7月13日(金)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	50名
7月17日(火)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
7月19日(木)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
7月24日(火)		燕三条地場産センター リサーチコア	三条市須頃1-17	70名

お申込み方法

開催日・参加会場・事業所名・参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。
なお、各会場とも定員に達した場合のみご連絡します。

新潟県社会保険協会 TEL.(025)240-5337　FAX.(025)290-3201

7月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所（予約先電話番号）	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所（025-283-1013）	五泉市福祉会館	19(木)	10:00～15:00
	阿賀町役場本庁	25(水)	10:00～15:00
新潟西年金事務所（025-225-3008）	佐渡中央会館	18(水)	13:30～16:30
	両津地区公民館	19(木)	9:00～11:30
	小木町商工会	19(木)	8:50～11:00
長岡年金事務所（0258-88-0006）	小出商工会	25(水)	10:00～15:00
上越年金事務所（025-524-4115）	糸魚川市役所	11(水)	10:00～15:00
		25(水)	10:00～15:00
	柿崎商工会	18(水)	10:00～15:00
新発田年金事務所（0254-23-2128）	阿賀野市水原公民館	18(水)	9:30～12:30
	村上市役所	11(水)	10:00～15:00
		25(水)	10:00～15:00
六日町年金事務所（025-716-0802）	十日町地域地場産業振興センター（クロス10）	12(木)	10:00～15:00
		26(木)	10:00～15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますが、次の2会場は時間が異なります。佐渡中央会館は13:30から16:10、十日町地域地場産業振興センター(クロス10)は13:00から14:30となりますのでご注意ください。

●年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
●予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています（相談は無料）

■五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……毎月第2火曜日（10:00～15:00）
■小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……毎月第2水曜日（10:00～15:00）
■寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……毎月第2水曜日（10:00～15:00）

※五泉商工会議所は予約制です。　予約連絡先　TEL.0250-43-5551
※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

松風荘で、やすらいだくつろぎのひとときを。

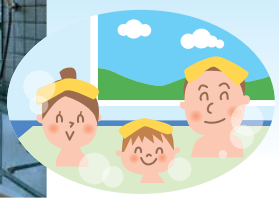

『ナノミストサウナ』は
低温（38℃～42℃）で
ゆっくり体を温めます。

閑静なたたずまい・落ち着いた10室

瀬波保養所 **松風荘**

お申し込み・お問い合せはお気軽に

〒958-0037
村上市瀬波温泉2-4-29　電話0254-53-3086

海の家 開設

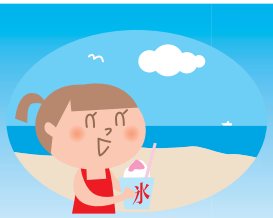

海の家の「割引券」をご利用ください

今年も、被保険者や家族の方々の健康増進と仲間同士のレクリエーションなどに大いにご利用ください。

- 利用施設 ・・・・・ 契約「海の家」全て共通です。
- 割引金額 ・・・・・ 1枚300円割引です。各浜茶屋で差額を支払ってご利用ください。
- 利 用 券 ・・・・・ 1枚につき1人のみ利用できます。

開設場所及び開設期間　各浜茶屋開設日～8月31日（金）　一部開設期間が異なるところがあります

- ●関屋浜海水浴場（新潟）
  - ・シーポイントニイガタ
  - ・こがねや　・幸楽
- ●角田浜海水浴場（巻）
  - ・泉屋
- ●野積海水浴場（寺泊）
  - ・まつや
- ●間瀬海水浴場（新潟）
  - ・竹の家
- ●藤塚浜海水浴場（新発田）
  - ・浜茶屋全店
- ●瀬波温泉海水浴場（村上）
  - ・ニューハートピア新潟瀬波
- ●石地海水浴場（柏崎）
  - ・佐渡見茶屋
  - ・ココ・パームスー等茶屋
  - ・海の家日本海
  - ・リゾートニューかもめ
- ●番神海水浴場（柏崎）
  - ・ブルーマリーン
  - ・レッドアンカー
- ●谷浜海水浴場（上越）
  - ・清水屋　・日本海
  - ・きよし　・いそや

● 申 し 込 み 先 ・・・・・ 新潟県社会保険協会各支部（各地区事務センター）

上越地区事務センター
管轄支部　上越支部・柏崎支部
住　　所　〒943-0837
上越市南城町1-5-9
電　　話　025-527-4880

中越地区事務センター
管轄支部　長岡支部・六日町支部
住　　所　〒940-0061
長岡市城内町3-甲893-36丸山ビル601
電　　話　0258-31-8090

下越地区事務センター
管轄支部　新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部
住　　所　〒950-0087
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F
電　　話　025-290-3200

● 申し込み方法 ・・・・・ 郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

コピーしてご利用ください

「海の家」割引利用券申込書

該当する支部名を○で囲んでください。	申込希望枚数
新潟東・新潟西・三　条・新発田・長　岡・六日町・上　越・柏　崎	枚

上記のとおり申し込みます。平成24年　　月　　日

事業所住所　　事業所名称

新潟県社会保険協会 様

平成二十四年六月十五日発行　発行所　財団法人新潟県社会保険協会　電話〇二五ー二四〇ー五三三七　〒950-0087　新潟市中央区東大通一ー二ー二十五　北越第一ビルディング六階